

平成26年12月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成26年12月19日（金）午後3時00分
- 2 閉 会 平成26年12月19日（金）午後6時00分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 審議事項
 - (1) 議決事項
報告第9号 三木市青少年補導委員の委嘱について
 - (2) 協議事項
協議事項13 史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書（案）について
協議事項14 平成27年度教育委員会事務局組織（案）について
協議事項15 （仮称）三木市立総合体育館建設基本計画（案）について
 - (3) 報告事項
- 5 その他
 - (1) 次回定例教育委員会の開催日時について
- 6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見	俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島	慶 子
	3番	教 育 委 員	稲 見	秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口	徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本	明 紀
事務局		教 育 部 長	山 本	公 大
		教 育 総 務 課 長	石 田	寛

教育環境整備課長	貞松保夫
学校教育課長	野口博史
文化スポーツ振興課長	松村正和
教育センター所長	大東豊
図書館長	告野幹也
参与（幼保一体化担当）	椎木栄作
子育て支援課長	大西真一
教育総務課主査	五百蔵一也
教育総務課主事	八代醒典之

傍聴者 0人

◇ 会議内容

委員長が議事の進行について、協議事項13号は政策形成段階の事案であるため、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、会議の最後において、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

1 開 会

委員長が、平成26年12月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、稲見委員と井口委員を指名した。

3 会議録の承認

平成26年11月定例会（19日開催）の会議録について委員に諮ったところ、委員長、稲見委員及び井口委員から一部表現について修正を求める発言があった。委員長がこのことについて委員に諮り、全員一致

で承認された。

4 審議事項

(1) 議決事項

【報告第9号】三木市青少年補導委員の委嘱について

○大東教育センター所長が次のように説明した。

三木市青少年補導委員の委嘱について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則(昭和59年三教委規則第1号)第4条第3項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。

前任者の市外への転出に伴い、後任の者に委嘱するものである。任期は前任者の残任期間で、平成26年12月から平成28年3月31日までである。

委員長が報告第9号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

(2) 協議事項

【協議事項14】平成27年度教育委員会事務局組織(案)について

○山本教育部長が次のように説明した。

平成27年度からの教育委員会事務局等に係る組織改革についてである。

このたびの組織改革案の基本方針については、国における教育改革に対応し、今まで以上に教育委員会と市長との連携強化を図るとともに、三木の将来を担う子どもたちの育成を目指し、切れ目のない教育・保育を一元的に実施するためである。

組織改革の概要として、まず1点目として、このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、総合教育会議が市長部局に設置されることになった。本市では、企画管理部に設置することを計画している。この総合教育会議では、次の4点について協議

調整を行う。①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置、④その他、補助執行事務など教育委員会と市長とが連携して講ずべき施策である。

次に改革の２点目として、こども未来部を創設し、教育部とともに２部制にして充実を図っていく。幼保一体化の推進、子育て支援の充実など、教育に専門性を有する教育委員会が０歳から１５歳までの子どもの教育・保育を切れ目なく実施するために、こども未来部を教育委員会事務局に創設する。主たる業務は、幼保連携型認定こども園による幼保一体化の推進、子育て支援施策、児童福祉事務である。こども未来部を創設するに当たり、本来市長の権限に属する事務を教育委員会が補助執行することを予定している。６ページは、２部制に移行した場合の教育委員会事務局組織案である。７ページ以下は、市長部局の事務を委任する場合と補助執行する場合における比較について記載している。８ページについては、同様の組織改革を行っている箕面市と三条市の取組状況を掲載している。

(井口委員) ６ページの組織案を見ると、教育環境整備課がなくなっているが、どこが担うのか。

(山本教育部長) 現在の教育総務課と教育環境整備課を統合し、課名は教育総務課とする。その中に環境整備を担当するグループを置く。

(井口委員) 現在の教育総務課の企画・学童保育グループはどのようになるのか。

(石田教育総務課長) 庶務的な業務を担当している係は教育総務課とし、アフタースクールに係る業務を担当している係はこども未来部に移る計画である。

(稲見委員) 教育委員会制度が変わり、選挙で選ばれた人がダイレクトに総合教育会議で決定していくという形になると思う。教育委員会はそういう中でも法律上独立した執行機関として位置づけられるわけだが、この組織図を見ると、企画管理部があって、調整

課、教育委員会というように、教育委員会が市長部局の下位部局というように受け止められるような形となっている。このあたりはどのように解釈すればいいのか。

(山本教育部長) これは紙面の都合上、このような組織案を図示しているが、決して上位、下位ということではなく、教育委員会は独立した行政委員会として、今後ももちろん機能していくこととなる。

(稲見委員) 総合教育会議で協議し決定する方針と、教育委員会で協議し決定する方針や議決との整合性が求められることとなる。その部分の整合性を図るために調整課というものを置いていると思うが、この課の位置づけはどのようなものなのか。

(松本教育長) 市長部局の体制も変遷があり、現在は政策課だけが切り離されて主に交通政策を行い、企画管理部には財政関係だけが残っている。しかしながら、交通政策以外にも各部にまたがる政策調整が必要であるため、来年度からは企画管理部に調整課を置こうとしている。これは教育委員会の議案であるため、この調整課の仕事に総合教育会議の部分しか書いていないが、いわゆる庁内の横断的な政策のことについて、政策課が調整役を行うこととなる。いわゆる総合教育会議の事務については、政策課が責任を持って議案書等を作成することとなる。ただし、行政職だけでは事務が困難な場合、特に学校教育に係ることについて教育委員会学校教育課の指導主事の参画が必要なときには、この総合教育会議の資料作成にかかわるために併任辞令を出すという案となっている。

(稲見委員) 調整課の総合教育政策の立案の位置づけについてはどうか。

(松本教育長) たとえば、制度の改正により、首長に教育に係る大綱を定める権限が付与されることとなるが、これも総合教育会議で協議をして決めることとなる。その際に、調整課と教育委員会が連携して案を策定していくことになるが、その際も、教育委員会

の教育の基本方針や、教育振興基本計画と齟齬が生じないような形で協議・調整していく必要がある。

(稲見委員) ここに示している組織案について、事務局の中でどのような議論があったかお聞きしたい。特に学校教育課のことをお聞きしたい。

(野口学校教育課長) 学校教育課からは幼稚園に係ることがこども未来部へ移ることとなる。幼保一体化計画の中で、就学前の教育・保育に係る事務を一元化することで合理化や市民目線での窓口一本化を図ることができるため、妥当だと考えている。三木の子どもたちにとって最善であり、また、保護者の方にとって、わかりやすい組織になると考える。

(里見委員長) 幼稚園の所管を移すことについて、法的には問題ないのか。

(野口学校教育課長) 就学前の教育・保育については一本化していく流れがある。この点については、法的に問題はない。

(里見委員長) 教育委員会の事務量や予算もかなり増大すると思うが、その点はどのように考えているか。

(松本教育長) 教育委員会で審議しなければならない案件は多くなる。また、予算規模は当然大きくなる。その中で、委員の皆様とともに、三木市の教育の充実を図っていきたい。

(井口委員) 図の中にある就学前教育・保育の評価、監査というのは、教育委員会の仕事なのか。それとも市長部局の仕事か。

(松本教育長) 市長部局の仕事という整理をしている。

(井口委員) そうすると、この理事は教育委員会の中で何をするのか。

(松本教育長) 就学前教育・保育の評価・監査のみである。

(井口委員) それのみであれば、教育委員会で併任させる必要はないのではないか。

(松本教育長) 実際に就学前教育・保育の評価・監査を行うのは、教育委員会に入る就学前教育・保育課であるため、教育委員会の組織内にこの理事を位置づけなければ、評価・監査の提出ができないこととなる。

(里見委員長) 実際にこの理事は、常態的に教育行政には関わっていないわけである。そういった理事が適切に評価・監査を行うことができるのかは疑問である。

(松本教育長) 教育委員会は独立した機関であると言いながら、やはり市長部局との連携が必要である。現在も連携を可能にするために、市長部局の理事が教育委員会の担当理事という位置づけになっている。そういう役割を図中の理事が担う可能性はあるが、その点は検討中である。

(里見委員長) 本当に色々な意見がある中で、幼保一体化計画を進めている経緯がある。運営についても市民の方が大変注目している。形式的に評価・監査のための理事を置いたというような印象を与えないように、誰の目から見ても納得のいく運営ができるような体制としてほしい。

(石田教育総務課長) 補足として、移管する事務を補助執行するのか、委任とするのかで大きな違いがある。市長部局の事務を整理したうえで、補助執行という手続きに乗せていく必要がある。

(里見委員長) 他の自治体の状況として、箕面市、三条市のことを掲載しているが、県内の自治体ではないのか。

(松本教育長) 丹波市、豊岡市等は就学前教育・保育のことは教育委員会が所管している。しかしながら、福祉事務については、市長部局に残しているところが多いようである。切れ目のない教育・

保育支援という意味では、どちらかに一本化することが望ましい。

【協議事項 15】（仮称）三木市立総合体育館建設基本計画（案）について

○松村文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

三木市立総合体育館の建設検討委員会からの計画案、それと教育委員会で検討した計画案、この2つを資料としてお配りしている。まず、基本計画については、建設検討委員会において、平成25年9月から平成26年9月まで、7回にわたり体育館の基本構想、その機能、役割について協議していただき、提案していただいている。これをもって内部の調整を行い、別冊で提案しているのが、教育委員会の案となっている。

計画案の内容について、まず基本理念として、スポーツを通じて、心身ともに健康で活力ある生活の実現、また市民の生き生きと笑顔あふれるまちづくりに寄与する三木市の新たなスポーツ拠点として整備する。この言葉については、三木市スポーツ振興ビジョンにおける目標に基づいた整備ということで、基本理念を踏襲している。

基本方針については、5つの柱を基本方針として整備する。生涯スポーツが楽しめる施設整備、スポーツ大会が楽しめる施設ということで、立地環境を生かした施設整備、環境にやさしい施設整備、効率的な施設の整備と維持管理を方針としている。

施設の概要は、アリーナ1、575㎡とし、競技するコートの大きさは、バスケットボールが2面、バレーボール6人制で3面、フットサルでは1面がとれる大きさとなっている。なお、観客席については、600席という計画となっている。事務所等については、既存の屋内プールに併設して建設し、そのプールとの連絡通路を通して事務所、エントランス、ロビーとの共用で使うことも可能にする計画となっている。駐車可能台数については、現在プール横にある舗装していない部分に駐車できる台数は850台ということになるが、建設に伴い約200台分が減少することになる。その200台分の減少については、大きな大会が催されるときに不足する可能性がある。現在の市の職員の駐車場に260台とめることができるため、そこを活用して、土日、祝日や大きな大会が催されるときは、そこを利用するという考えである。そのほか、ランニングデッキ、

体育室、研修室、会議室などを備え、総延べ床面積については3,986.4㎡を想定している。

本日、12月定例教育委員会でこの基本計画を協議させていただき、1月または2月にはこの基本計画を議案として提出させていただき、議決をいただきたいと考えている。その後、市議会のほうに、この基本計画を提出させていただきたいと思っている。

計画案をもって、プロポーザルの仕様書とし、年明けにプロポーザルコンペを進めていきたいと考えている。基本設計は、平成27年度に入って行っていく。敷地の造成工事、建築工事については、平成28年4月以降、入札等を経て着工していきたいと考えている。

(井口委員) 計画案の2ページの下から3行目から上に1つの連があるが、「総合体育館は新たなスポーツ文化創造の拠点として」で始まるこの文章は1文になっているが、途中で区切った方が読みやすいのではないか。それから4ページの上から2行目、「しかしながら、両体育館は老朽化や耐震化の課題があり、今後の利用が懸念される。」としているが、それでどうするのかということを書かないならば、この2行は不要である。その次、5ページの基本方針の第2連目、「そのため」から「スポーツ拠点として整備する」という連の中で、2行目にかぎ括弧して、「スポーツを通じて心身ともに健康である云々」とある。これは上に書いてあるから、「三木市スポーツ振興ビジョンにおける上記の基本理念を実現できるよう」と言ってはどうか。内容的に重複している。それから、6ページ以降について、(5)の一番最後、「追求していくことが重要である。」、4の(1)、「導入が必要である。」という終わり方をしている。その人の感想というか、意見のような気がする。その他にも、このような意見や感想ととれるようなまとめになっている箇所が散見される。重要であるからどうするかということを書くべきだと考える。それから11ページの上の2連目、「この他、」とあるが、ずっと読んでいくと、下から4行目の「このように三木市のスポーツを活性化させるためには云々」とあり、このことは「重要である」となっている。重要であるため、一番上の「その他、」の後ろへ持って行ってはどうか。12ページの【継続利用のしかけ】の上の「重要な要素である。」という部分や、同じく12ページのエの一番最後の「解決すべき問

題はあるが、都市部の体育館では、採用あるいは検討中の事例も少なくない。」とある。この部分も、それでどうするのかということを書かないのであれば不要である。13ページは一番上の最後、「サービスを実施することが必要である。」と書いている部分も同様である。

(里見委員長) 建設検討委員会の案と、教育委員会の案が同じような形となっているが、教育委員会の案は案として独自に作成する必要があると考える。また、文章の作りをもっと精査する必要がある。例えば2ページのⅡで、「新しい体育館の位置づけと果たす役割」として、その次の1も「新しい体育館の位置づけと役割」となっており、同じ題名というのはおかしい。Ⅱについては、「体育館の位置づけと果たす役割」という、より大きなくくりの表題にしておかないと、全体として何を書いているのかがわかりづらい。それから、4ページの下から4行目、「総合体育館の実現に向けて計画検討を行った。」という部分も、「ふさわしい総合体育館である。」と言い切るべきである。また「新たな拠点体育館」と言ったり、「新しい体育館」と言ったり、色々な言い方をしている。2ページで「総合体育館と言う」というふうに定義しているわけであるから、同じ言葉を使うべきである。さらに、12ページの「利用時間の拡大」の記述やその他の部分でも、検討中の事例が少なくないような記述となっているが、こんな中途半端な書き方でプロポーザルの仕様書とすることはできない。あいまいな部分は削除すべきである。このまま仕様書として使える形にしてもらいたい。

(松村文化スポーツ振興課長) 精査し、改善する。

(稲見委員) 本当にプロポーザルで仕様書として出すならば、町の特色を生かしたものという部分を1点入れてほしいという思いはある。三木市で多額の税金を使うわけだから、多少とんがったものでもいいから、シンボルになるような、ランドマークにしていくという方針を明確に示してほしい。その部分を踏まえて専門業者に色々な案を出してもらうのが好ましいのではないか。

(井口委員) 3 ページの「地域の公共財」とはどういう意味か。

(松村文化スポーツ振興課長) スポーツ施設の役割だけではなく、文化行事への対応や、災害時の避難所の役割を果たしていくことを想定し、公共財という表現としている。

(3) 報告事項

ア 教育総務課報告事項について

○石田教育総務課長が次のように報告した。

前回の会議において、稲見委員より 8 万人に対して 10 の公民館の規模は適切であるのかという質問をいただいた。近隣市町の状況調査ということで、西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町、明石市、加古川市について調査を行った。三木市を含む 8 市の中でも 1 公民館当たりの人口は三木市が最も少なくなっている。その意味では、市民の方にとっては、余裕のある利用が可能な状況となっている。

○大西子育て支援課長が次のように報告した。

三木市子ども・子育て支援事業計画（案）について報告する。

今回の計画の背景と目的は、平成 27 年 4 月から施行される子ども・子育て新制度の目的と意義を踏まえ、三木市の子育て支援に関する施策を総合的、計画的に推進することである。

計画の対象は、三木市に住む小学 6 年生以下のすべての子どもと家庭、妊婦とその家庭を初め、行政、地域住民、子育てにかかわる個人、団体である。計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度まで 5 年間としている。

計画の基本理念は、現在の計画である三木市次世代育成支援後期行動計画、新みきっ子未来応援プランの基本理念を引き継ぎ、「人がつながり 子どもが育つまち 三木」としている。

次に、計画内容の主要な点についてである。

1 点目が、教育・保育の質の確保と充実である。中身は、1 発達段階に応じた教育・保育カリキュラムの策定、2 保育教諭の質の向上、3 園児と小学校児童との交流によるスムーズな小学校への入学、4 すべての園での障害のある児童の受け入れ、の 4 点である。

2点目は、教育・保育提供区域の設定である。教育・保育地域を3園区と定め、28年度から対応していく。具体的な園区は、表に示すとおりである。

3点目は、教育・保育を受ける子どもの人数の見込みと受入施設の確保である。1号認定については、この計画の実施により、28年度から就園児童数の見込みが増えるが、就園児童数の見込みがすべて受入可能な計画としてまとめている。2号認定、3号認定についても、同様に就園児童数の見込みがすべて受入可能な計画となっている。

4点目は、地域子ども・子育て支援事業として国が規定をする11の事業があるが、この11事業を平成27年度から5年間の実施計画としてまとめている。この中で、新規事業は1番の利用者支援事業のみで、この利用者支援事業というのは、教育・保育の利用窓口、子育て支援課の窓口等にコーディネーターを配置し、今後の保育、認定こども園が円滑に利用できるように支援を行っていくという内容になっている。

5点目は、その他の子ども・子育て支援に係る施策で、6施策、33事業ある。現在の三木市次世代支援後期行動計画に盛り込まれている事業が32事業で、新規事業は先ほど説明をした利用者支援事業のみで、あとは継続の事業である。

計画の推進体制について、三木市においては、みきっ子未来応援協議会で現在も審議いただいております、来年度以降も、このみきっ子未来応援協議会において進捗状況を調査し、関係機関との連携を図りながら計画を推進していくという体制をとる。

12月17日から来年1月15日までの30日間を期間として、パブリックコメントを実施している。その後に出た意見を取りまとめ、計画に修正が必要であれば、もう一度みきっ子未来応援協議会を開催し、協議をいただいたうえで、最終3月に計画決定をする予定である。

(里見委員長) 基本理念の「人がつながり 子どもが育つまち 三木」は、どういう意味が込められているのか。

(大西子育て支援課長) 家庭や地域とかかわり、色々な年齢の方、また親だけでなく、地域の住民の方々の支えの中で子どもを育てて

いくという、そういう意味を込めてできた理念である。

(稲見委員) 子どもの人口の見込みが記載されている。人口推計には色々な方法があり、方法が違えば結果も大きく変わってくると思うが、これは三木市独自の見込みか。

(大西子育て支援課長) 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計をもとに、三木市が独自に推計している。

(水島委員長職務代行者) 基本理念の「つながり」という部分は大切にしてほしい。人のつながり、地域のつながりの中で子どもを育てていくことが、今後ますます重要になってくる。

○椎木参与(幼保一体化担当)が次のように報告した。

幼保一体化計画案については、8月から10月の意見交換会でいただいた市民の皆様方のご意見をもとに、それに応えるべく内容を変え、今回取りまとめたものである。主な変更点について報告する。

まず、1ページ、2ページについては、カリキュラムの内容を知りたいという強い要望があったため、カリキュラムの骨子という形でまとめている。カリキュラムについては、みきっ子未来応援協議会の専門組織として、子ども・子育て会議を三木市で設けており、兵教大等の先生方に入ってください、また、保育所、幼稚園の主任級の先生方にも入っていただいた中で現在作成している。今回はカリキュラムの重点内容を、骨子という形でまとめている。なお、これとは別に、年齢ごと、季節ごと、期ごとのカリキュラム内容も別途作成しており、これについては、年明け1月ごろに市のホームページで、市の事務局案という形でお示しする予定としている。

3ページでは、認定こども園での子どもの1日の過ごし方として、0から2歳児と、3、4、5歳児の短時間部、長時間部の子どもについて、それぞれ例を掲載している。

4ページについて、9月の議会で条例化を行ったものだが、国の制度では、特定教育・保育施設、つまり幼稚園、保育所、認定こども園に対して、必要と見られる場合に指導を行うことができるという規定になっている。三木市が条例化した狙いとしては、民間の施設を活用しながら、責務をもって教育・保育の質の向上、それから

規則の運用の適正化を図るところを目指したものである。教育・保育の質の向上については、外部評価委員会、また運営の適正化については、監査という形で図っていく。

5 ページは、市の指導主事の役割を示している。共通カリキュラムの実施について指導するとともに、障害のある子どもへの保育・教育の充実、それから保育教諭の質の向上ということを行っていく。加えて、就学前教育の現場を一番知る者として、現場の課題やニーズ等の把握を行う中で、三木市の施策も企画立案していくという役割も担っていくこととなる。

6 ページは、保育料の案についてである。ここに示している金額は、50%軽減をかけた軽減後の金額である。公立、私立の保育所についても、今と変わらない金額となる。私立の幼稚園については、平成27年4月以降については、公立の幼稚園と同額でいいということとなるが、これは平成27年度から市が保育料について定めることになっているためである。28年度以降、認定こども園が始まると、短時間部については幼稚園の料金と同じようにする。長時間部については、保育所と同じような料金体系となる。なお、矢印で書いている部分については、消費税が10%になった時期に合わせて無償化の検討をすることとしている。その下の表は、保育料の軽減対象外というもので、例えば入園時における制服代、靴代、毎月の教材費等については、平成28年度へ向けて、入園児は1万円から2万円程度、毎月の諸費についても3,000円程度に統一できないかということで、今各園においての調整を進めている。

7 ページは、園区割について、当初の計画案からの変更である。就園予測をしている中で、今年の10月現在の、職を求めておられる方の希望数を見ると、例年の5倍以上になっているという状況がわかり、来年度以降もその傾向は強まるということで、8月にお示しした就園率を前倒している。そのことにより、就園児童数の受入先として、第1園区については、三樹、三木、広野幼稚園の存続期間を2年間延長する。また、第2園区については、緑が丘幼稚園を新たに認定こども園として市で整備をしていくという計画に変えている。それと、一旦この幼保一体化計画を定めた場合でも、社会変動等、子どもの人口の変動も予測されるため、定期的に見直しを行っていくということも新たに明示している。第2園区の変更部分については、緑が丘幼稚園を幼保連携型認定こども園として設置し、

市で整備をして、29年度から民間運営の認定こども園とする。なぜ緑が丘なのかということについては、第2園区の子どもの人口を比較すると、緑が丘については最も人口の伸びが大きいという現状があるためである。第3園区についての変更点は、よかわ幼稚園についても、民間運営ということを示している。

11ページに園区別児童数と受入人数、12ページに統合・廃園スケジュールをまとめ、13ページから18ページまでは、よく聞かれる質問と、それに対する市の回答を記載している。

最後19ページについては、三木市が消滅可能性都市にならないよう、この幼保一体化計画により、子育て支援を充実させていく中で、町の活性化につなげていこうという狙いをお示ししている。

(稲見委員)最後のページに、「三木市が消滅可能性都市にならないよう」という形で非常にシンプルに書かれている。なぜ幼保一体化するのかという意見がある状況で、これくらい明確に書く方が好ましいと考える。

イ 学校教育課報告事項について

○野口学校教育課長が次のように報告した。

第9回定例校園長会を12月2日に行った。内容は、人事異動、学力・学習状況調査結果の公表等についてである。

学校主要行事については、小学校の連合音楽会、管内視察、臨時校園長会を実施した。また、第2回の三木市学力向上推進委員会を11月27日に、口吉川小学校、豊地小学校の修学旅行を11月25、26日の日程で実施した。

今後の予定として、第10回定例校園長会を1月8日に開催する。

平成27年度の入学、入園式、卒業式等の日程については、報告書4ページに掲載しているとおりである。

次に、教科用図書の無償措置に関する法律の改正についてである。平成27年4月1日から施行となる規定として、協議を行うための採択地区協議会を設けることが定められた。また、共同採択地区内の教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとされた。さらに、採択地区協議会の組織及び運営に関して必要な事項を規約で定めることとなった。2点目の採択地区協議会の協議結果に基づく採択に

ついて、教育委員会の議決を要することに変更はないが、今までは協議会の協議結果に法的な拘束力はなかった。今回の改正により、協議会の協議に法的な拘束力が付与された。この改正により、今後教科書採択に対して、教育委員会がどのように関与していくかが問題となる。事務局として検討しているのは、協議会による協議の前に、一度教育委員の方に教科書を見ていただき、そこで出た意見を教育長には採択地区協議会で表明していただくという方法である。

最後に、三木市の子どもたちの活躍、取組について報告する。先日、緑が丘中学校のサッカー部が県中学校新人大会で優勝している。また、前回志染小学校がJAの環境学習支援事業で東播大会に行くという報告をしたが、上吉川小学校も同じく環境学習支援事業で東播大会に行くことが決定した。

ウ 教育センター報告事項について

○大東教育センター所長が次のように報告した。

教職員の専門研修講座については、12月3日に心に響く道徳授業講座を開催した。教育相談については、178件、青少年悩みの相談については63件、発達教育相談は2件、不登校教室の事業については、12月1日現在9名の通級となっている。

今後の予定として、専門研修講座、いじめ・不登校を考えるフォーラムを1月20日に開催する。不登校適応教室については12月25日から冬休みに入る。

青少年センターの事業については、第7回役員会を12月6日に開いた。また、11月26日に人の目の垣根隊の意見交換会を自由が丘小学校で、12月2日に別所小で実施した。6日にママパト、8日、12日はそれぞれ緑が丘小学校、緑が丘東小学校で人の目の垣根隊の意見交換会を開いた。13日には北播磨統一活動を実施している。

今後の予定として、12月25日から3日間、年末特別警戒、年明け9日には戎神社特別警戒、11日は成人式の特別補導を行う。

エ 文化スポーツ振興課報告事項について

○松村文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

全国大会出場選手激励会ということで、第23回全国小学生バドミントン選手権大会に自由が丘小学校の6年生の田中勇成君、広野

小学校6年生の藤本翔悟君、広野小5年と4年の姉妹の亀井晴風さん、菜杏さんが全国大会に出場されるので、それに合わせた激励会を、スポーツ振興基金を主催として実施している。

今後の予定として、12月20日に平井の本陣、秀吉の本陣跡で現地説明会を予定している。1時半から現地集合で、約1時間説明を行いたいと考えている。また、1月11日に三木市成人式を開催する。委員長にご挨拶をいただき、委員の皆さんにもご出席をお願いしている。

最後に、教育委員会の顕彰規則に基づく被顕彰者を決定した。三沢かずこさんの作品展を美術館で行うが、その記念として、作品を2点寄贈いただいた。それについて、12月中に感謝状を贈る予定である。

オ 図書館報告事項

○告野図書館長が次のように報告した。

新設図書館の進捗状況について、建築・電気・機械工事は工程計画どおりに進捗している。12月に入り屋根をふき、外観的にはかなり完成近くになっている。

催しとしては、絵本とわらべうたのおはなし会を、元愛知県美和町図書館司書の山口陽子さんを講師として開催した。また、絵本と音楽のライブ2014を吉川図書館で行った。出演はムジカドルチェさん、上北夏味さんである。今後の予定としては、ブックスタート事業、ストーリーテリング等を例月どおり実施する。一般向けの映画上映会として、吉川図書館多目的室で「人生、いろどり」という作品を上映する。日時は1月18日の午後1時30分からである。

最後に、三木市老人クラブ連合会から図書購入費用として103万5,000円を寄附いただいた。老人クラブ連合会創立50周年を記念して、児童用図書の購入ということで寄附をいただき、それに対して感謝状を贈呈する。

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催日時について

委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平

成 2 7 年 1 月 2 1 日（水）、午後 2 時から開催することを決定した。

（非公開）

【協議第事項 1 3】史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画書(案)
について

協議第事項 1 3 は、三木市教育委員会会議規則第 7 条第 1 項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第 3 2 条の規定により、内容については記載しない。

6 閉 会

委員長が、平成 2 6 年 1 2 月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。